

つなぐニュースレター

2024.6.5

6年目のつなぐ

おかげ様で5月21日、無事に総会を終えることができました。現在、38件を受任し、受任相談もコンスタントに入ってきていることから、今年度も核となる事業はいままでどおりのやり方で継続していく計画です。

その他の事業として、特に目新しいものはありませんが、3年間かけて取り組んできた「意思決定支援ツールの開発」（赤い羽根助成基金）は、最終年度を迎えます。具体的な課題は、出来上がったツールの効果を検証することです。

5月初旬から、簡易版を関係機関に送付し、資料内容の感想と効果測定のコラボ依頼を募っています。概ね高評価を頂いています。

また、担当者の資質向上のために毎月実施している専門研修については、郵便年賀寄付金助成事業からの助成金を充てられることになりました。研修に関しては、例年以上の予算が確保できたので、弁護士や税理士による無料相談を兼ねた研修の実施など、賛助会員の皆様にもお役にたてるような事業も実施します。

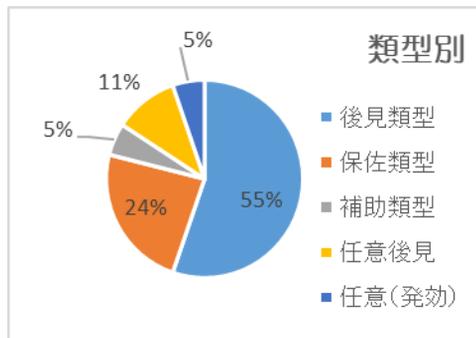
発足してからこれまで、常に他機関との連携や協働を意識してきましたが、実質上これといった連携・協働が見えてきませんでした。しかし、ここにきてやっと、鶴見区や青葉区の後見的支援室をはじめ、徐々に顔の見える関係ができてきたと感じています。

今年度も引き続き、皆様の応援をお願いいたします。

理事長 西田ちゆき

現在の受任状況（5/31）

後見類型	保佐類型	補助類型	任意後見	任意(発効)	合計
21	9	2	4	2	38



賛助会員募集中!

2024年3月時点
賛助会員143人

賛助会費納入のお願い



2024年度も賛助会員としてつなぐを支えてくださいますよう、お願い申し上げます。

個人会員 1口 3,000円
団体会員 1口 5,000円

振込先:NPO法人つなぐ
ゆうちょ銀行〇二九店(ゼロニキュウ)
当座預金 0106282

ゆうちょ銀行から記号番号で振り込む場合:
記号 00280 番号 106282

払込取扱票で振り込む場合:
00280-9-106282



特集 代理権と同意権について

作:川村美智子



代理権とは、文字通り、本人が本来一人でやるべき契約などを、本人の代わりにやる権限のことです。同意権とは、法律行為を行うときに同意する権限のことです。補助類型の方はすべての法律行為について、権限を本人の意向を伺います。保佐類型の方は、重要な法律行為(民法第13条1)以外の事項について、本人の意向が反映されます。

イベントレポート

＊弁護士による相談会
遺言や死後事務委任など、個別で具体的な相談をしてみませんか。相談時間は30分、予約制、無料です。
第1回 7月11日(木)10時～12時
＊税理士相談をご希望の方はご連絡ください。日程調整は後日行います。

<発行元・お問い合わせ先>
NPO法人つなぐ
〒230-0051
横浜市鶴見区鶴見中央3-21-9
東建シティハイツ鶴見中央202
Tel:045-717-6662
Fax:045-717-6668
Mail:turumi@npo-tunagu.org